

慶弔見舞規則

第1条 【目的】

この規則は、友知会に所属する会員に対する慶弔金、見舞金等の贈呈について必要な事項を定める。

第2条 【慶弔見舞の区分】

この規則に基づいて贈呈する慶弔金、見舞金等の区分は下記とし、詳細は別表のとおりとする。

- (1) 結婚
- (2) 出産
- (3) 死亡

第3条 【慶弔見舞の届出】

会員は前条に該当する場合は、すみやかに事務局宛に届出るものとする。これを認知したる者もまた同じように連絡に務める。

第4条 【贈呈の方法】

この規則に定める慶弔金、見舞金等はすみやかに本人又は遺族にその都度贈呈する。ただし、都合により物品をもって贈呈することができる。

第5条 【慶弔見舞の執行に関する事項】

会長は、本規則の規定以上の金額を交付するのが相当であると判断した場合、この交付については会長がこれを決する。ただし、事後の幹事会で報告をしなければならない。

第6条 【改正手続】

この規則の改正は、役員の過半数によって定める。

附則

本規則は、2013年4月9日から施行する。

2018年4月5日 一部改正

別表

事由の区分		贈呈額等
結 婚	本 人	10,000 円
出 産	本人(配偶者は含まない)	5,000 円
死 亡	本 人	10,000 円 供花
	配 偶 者	5,000 円 供花
	実父母及び子供	5,000 円 供花